

副本

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年  
(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号, 平成29年(ワ)第408号  
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3260名

被告 関西電力株式会社 外1名

## 証拠説明書

(丙220~225号証)

平成30年1月9日

京都地方裁判所第6民事部合議ろA係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



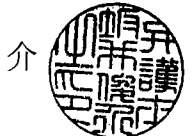
弁護士 辰 田



弁護士 畑 井 雅



弁護士 坂 井 俊



弁護士 山 内 喜



弁護士 谷 健 太



弁護士 酒 見 康



弁護士 中 室



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 220	大飯発電所3, 4号 炉津波評価について	写し	H29. 4. 14	被告関西電力 株式会社	被告関西電力株式会社が、最新の見解や技術の進歩等を踏まえ、大飯発電所3号機及び4号機において想定される津波を検討・評価し、適切に基準津波の策定を行っていること  なお、本資料は、大飯発電所3号機及び4号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリングにおいて、被告関西電力株式会社が、原子力規制庁への説明に用いた資料である。
丙 221	大飯発電所3, 4号 炉津波評価について －資料集－ (抜粋)	写し	H29. 4. 14	被告関西電力 株式会社	被告関西電力株式会社が、最新の見解や技術の進歩等を踏まえ、大飯発電所3号機及び4号機において想定される津波を検討・評価し、適切に基準津波の策定を行っていること  なお、本資料は、丙220号証の内容を補足する資料集である。
丙 222	原子力発電所の津波 評価技術 2016 (抜粋)	写し	H28. 9	公益社団法人 土木学会原子 力土木委員会 津波評価小委 員会	津波に関する調査・研究をもとに取りまとめられた、津波の評価手法に係る内容  なお、本資料は、丙3号証の改訂版である。

丙 223	原子力発電所の火山 影響評価ガイド	写し	H29. 11. 29 改正	原子力規制委 員会	第四紀以前に火山活動があつた火山で、第四紀の活動が認められない火山は、既にその活動を停止しているとみなせるとされていること
丙 224	大飯発電所3号炉及 び4号炉 津波に対 する施設評価につ いて	写し	H29. 5	被告関西電力 株式会社	大飯発電所3号機及び4号機の「安全上重要な設備」が、基準津波に対して、安全機能を保持できることを確認するために、被告関西電力株式会社が、実施した評価の内容  なお、本資料は、大飯発電所3号機及び4号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリングにおいて、被告関西電力株式会社が、原子力規制庁への説明に用いた資料である。
丙 225	大飯3号炉及び4号 炉 設置許可基準規 則等への適合性につ いて（重大事故等対 処設備）（抜粋）	写し	H29. 5	被告関西電力 株式会社	大飯発電所3号機及び4号機の重大事故等対処施設が、基準津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないことを確認するために、被告関西電力株式会社が、実施した評価の内容  なお、本資料は、大飯発電所3号機及び4号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリングにおいて、被告関西電力株式会社が、原子力規制庁への説明に用いた資料である。